

官報

昭和三十六年三月十日

○第十回 参議院會議録第二十二号

昭和三十六年三月九日(金曜日)午前十一時四十一分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十六年三月九日

午前十時開議

- 第一 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに關する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 商品券取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 第七 海事代理士法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第八 大分県日田市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第九 高知県須崎町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 尼崎市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 宮崎市外四市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 静岡県清水市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一三 大阪府孔舎衛村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 京都市の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一五 愛知県大和村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 小樽市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一七 札幌市および周辺町村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 新潟県の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 兵庫県宝塚地区の地域給に関する請願 (委員長報告)

- 第二〇 尼崎市外三市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二一 熊本県人吉市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二二 北海道浦河町の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第二三 伊豆七島の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 大阪府南高安村外七町村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 滋賀県長浜市外二市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 大阪府西能勢村外五箇村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 京都府八木町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 京都府園部地区の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 群馬県高崎町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 山口県小野田市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 大阪府豊能郡内町村の地域給に関する請願 (委員長報告)

- 第三二 大阪府箕面町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 大阪府庄内町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 福岡県二日市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 青森県弘前市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 愛知県豊田市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 高知県須崎町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 広島県西條町、寺西村兩地区の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第三九 兵庫県和田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四〇 石川県江沼温泉郷の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四一 岡山県倉敷市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 愛知県長岡村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四三 愛知県平和村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 愛知県千代田村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四五 千葉県四街道地区の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 兵庫県赤穂町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四七 鳥取市の地域給に関する請願 (委員長報告)

- 第四八 大分県津久見町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第四九 京都府綾部市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五〇 愛知県今伊勢町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五一 愛知県拳母町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五二 愛知県西尾町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五三 愛知県野間町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五四 愛知県富貴村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五五 愛知県北方村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五六 愛知県安城町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五七 長崎県川棚町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 北海道旭川市の地域給に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五九 愛知県刈谷市の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第六〇 愛知県本郷町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 六一 愛知県宮田町の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 六二 愛知県志段味村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 六三 愛知県高浜町の地域給に関する請願 (委員長報告)

昭和三十六年三月二十一日 第三回参議院會議録

- 第六四 岩手県一関市の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第六五 愛知県東浦町の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第六六 愛知県豊浜町の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第六七 北海道旭川地方の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第六八 北海道網走市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第六九 北海道北見市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七〇 北海道室蘭市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七一 北海道琴似町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七二 北海道江別町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七三 愛知県丹陽村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七四 宮城県地域給に關する
請願 (委員長報告)
- 第七五 宮城県矢本町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七六 鳥取県倉吉町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第七七 東北地方の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
- 第七八 神奈川県箱根地区の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第七九 兵庫県西脇町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八〇 鹿児島県の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
- 第八一 千葉県津田沼町外二箇町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第八二 三重県四日市市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第八三 静岡県濱津町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八四 大阪府石切町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八五 大阪府池田市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八六 大阪府高安村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八七 大阪府守口市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八八 北海道室蘭市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第八九 岐阜市の地域給に關する
請願 (委員長報告)
- 第九〇 岐阜県陶町の地域給に關
する請願 (委員長報告)
- 第九一 岐阜県笠松町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九二 岐阜県神岡町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九三 名古屋市の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
- 第九四 愛知県碧南市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 九五 愛知県半田市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九六 愛知県津島市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九七 愛知県海部郡の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九八 愛知県中島郡の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九九 愛知県田口町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 愛知県宮田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 愛知県岩津町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 愛知県鳴海町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 愛知県西枇杷島町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 愛知県大野町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 愛知県品野町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 愛知県稲沢町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 愛知県知立町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 愛知県吉田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 愛知県幡山村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 愛知県東郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一 大阪府曙川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二 愛知県旭村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第一一三 愛知県鬼崎村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四 愛知県三和村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五 三縣漁港修築に關する
請願 (委員長報告)
- 第一一六 長崎県湯江村に漁港築
設の請願 (委員長報告)
- 第一一七 知柄港防波堤築設促進
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一八 対馬鴨居瀬漁港修築に
關する請願 (委員長報告)
- 第一一九 漁業法施行に伴う定置
漁業権切替に關する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 漁業制度改革に關する
各種委員会等の統費の困庫負担
金増額等の請願 (委員長報告)
- 第一二一 農林中央金庫の漁村へ
の貸出の円滑化等に關する請願 (委員長報告)
- 第一二二 漁業に關する保険、補
償および災害の際の減税制度確
立の請願 (委員長報告)
- 第一二三 水産業団体引継資金の
國家保証制度実現に關する請願 (委員長報告)
- 第一二四 漁業海区制設定に關す
る請願 (委員長報告)
- 第一二五 北海道香深村に北方新
魚田開発基地施設の設定期および
魚田調査の請願 (委員長報告)
- 第一二六 漁業権補償金に關する
請願 (委員長報告)
- 第一二七 北上川魚てい改善促進
に關する請願 (委員長報告)
- 第一二八 内水面漁業制度改革委
託費増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第一二九 岩手県の漁港、船た
まり施設の拡充に關する請願 (委員長報告)
- 第一三〇 宮古湾内漁業障害物除
去に關する請願 (委員長報告)
- 第一三一 機船底曳網漁業の整理
促進等に關する請願 (委員長報告)
- 第一三二 水産物輸出産業奨励助
成に關する請願 (委員長報告)
- 第一三三 漁業用燃料油配に關す
る請願 (委員長報告)
- 第一三四 漁業経営費低減および
魚価の維持に關する請願 (委員長報告)
- 第一三五 水産金融対策に關する
請願 (委員長報告)
- 第一三六 水産皮革行政の一元化
に關する請願 (委員長報告)
- 第一三七 北海道鹿部村小漁港並
張に關する請願 (委員長報告)
- 第一三八 漁業制度改革実施に伴
う漁業権切替延期の請願 (委員長報告)
- 第一三九 小型機船底曳網漁業整
備に伴う転換資金交付の請願
(委員長報告)
- 第一四〇 海区漁業調整委員会経
費増額に關する請願 (委員長報告)

第一四一 漁船に対する特殊保険制度改革の請願(四件)
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 請願の報告は朗読を省略いたします。

第一四二 水産資源保護法制定に関する請願 (委員長報告)
第一四三 漁船保険法による漁船保険制度改革の請願 (委員長報告)

一昨七日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
水産省設置法案(木下辰雄君外八十三名発議)
水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(木下辰雄君外五名発議)

第一四四 盛岡市内在勤公務員の勤務地手当に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。
公立大学管理法案
国立大学管理法案
国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一四五 滋賀県彦根市の地域給に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一四六 愛知県旭町の地域給に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一四七 東支那海の漁区制限緩和又は撤廃に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一四八 漁業権補償金の現金化に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一四九 漁区漁業調整委員会経費増額に関する陳情(三件) (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一五〇 小型機船底曳網漁業整備に伴う転換資金交付の陳情(三件) (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一五一 鹿兒島県枕崎島にかつおえき養蚕施設設置の陳情(三件) (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一五二 海区漁業調整委員会委員の公職兼務に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

第一五三 漁業災害補償制度確立に関する陳情 (委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書を提出した。
人事委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号
人事委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案可決報告書
商品券取締法の一部を改正する法律案可決報告書
公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十二年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

程第一より第五までをあとに廻し、日程第六、港則法の一部を改正する法律案、日程第七、海事代理士法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長橋本春彦君。

〔審査報告書は都合により第二十八号に掲載〕

港則法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月六日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武

港則法の一部を改正する法律案

港則法の一部を改正する法律

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十條の次に次の二條を加える。

（火災警報）

第三十條の二 特定港内にある船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除

き、火災を示す警報として汽笛又は汽角をもつて長五発を吹き鳴らさなければならない。

2 前項の警報は、適当な間隔において繰り返さなければならない。

3 第一項の長声とは、四秒から六秒までの時間継続する発声をい

ふ。

第三十條の三 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、船内において、汽笛又は汽角の吹鳴に従事する者が見易いところに、前條に定める火災警報の方法を表示しなければならない。

第三十七條の二中「海上保安監部の長」を「海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十八号に掲載〕

海事代理士法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月六日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武

（小字は衆議院修正）

海事代理士法案

海事代理士法

第一章 総則

（業務）

第一條 海事代理士は、他人の委託により、対価を得て別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基く申請、届出、登記その他の手続をし、並びにこれらの手続に関し書類の作製をし、及び相談に應ずることを業とする。

（資格）

第二條 左の各号の一に該当する者は、海事代理士となる資格を有する。

一 海事代理士試験に合格した者

二 行政官庁において十年以上海事に関する事務に従事した者であつて、その職務の経歴により海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有していると運輸大臣が認めたるもの

（欠格事由）

第三條 左の各号の一に該当する者は、海事代理士となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 禁こ以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつ

てから二年を経過しないもの

四 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分のある日から二年を経過しない者

五 第二十五條第一項の規定により登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

第二章 海事代理士試験

（試験の執行）

第四條 海事代理士試験（以下「試験」という。）は、運輸大臣が、毎年一回行う。

（試験の方法）

第五條 試験は、海事代理士の業務を行う能力があるかどうかを判定するため、左の事項について筆記又は口述の方法で行う。

一 一般法律常識

二 海事に関する法令についての専門的知識

三 その他海事代理士の業務を行うのに必要な実務上の知識

試験に関する規定の制定、試験問題の作成及び試験の合格者の決定は、相當の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徴してされなければならない。

3 前項の意見は、海事代理士にな

るための公正且つ均等な機会を保障するために、十分尊重されなければならない。

第六條 試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する證書を授與する。

（受験手数料）

第七條 試験を受けようとする者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第三章 登録

（海事代理士名簿）

第八條 海運局長（運輸省官制法（昭和二十四年法律第五十七号）第三十九條の海運局長をいう。以下同じ。）は、次條から第十二條までの規定による登録をするため、運輸省令で定める様式の海事代理士名簿を備へ付けておかなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により各海運局長が備へ付ける海事代理士名簿により、全国海事代理士名簿を作製しなければならない。

（登録）

第九條 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 事務所の所在地

四 業務に使用する印章

五 第六條の証書の番号(第二條第一号に該当する者に限る。)

2 海運局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならぬ。

(あらたな事務所の設置の登録)
第十條 海事代理士が二以上の事務所を設置しようとするときは、運輸省令で定める手続に従い、既に存する事務所の所在地を管轄する海運局長の許可を受け、且つ、あらたに事務所を設置しようとする場所を管轄する海運局長の備え付ける海事代理士名簿に前條第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び同項の規定により登録を受けた印章について登録を受けなければならぬ。

2 海運局長は、あらたな事務所の設置により当該海事代理士が、みづから誠実且つ敏速にその業務を処理することができなくなるおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
(登録事項の変更)
第十一條 海事代理士は、登録を受けた第九條第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由があつた日から七日以内に、海運局長に変更の登録を申請しなければならない。
海運局長は、前項の申請があつたときは、遅滞なく変更の登録をしなければならぬ。
(登録のまつ消)
第十二條 左の各号の一に該当する場合には、海運局長は、海事代理士の登録をまつ消しなければならない。
一 海事代理士が業務を廃止したとき。
二 海事代理士が死亡したとき。
三 海事代理士が第三條第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
(業務の廃止等)
第十三條 海事代理士がその業務を廃止したとき、又は死亡したときは、当該海事代理士又はその相続人は、その主たる事務所の所在地を管轄する海運局長にその旨を届け出なければならぬ。
(海事代理士名簿等の閲覧)
第十四條 何人でも、運輸大臣又は海運局長に対し、全国海事代理士名簿又は海事代理士名簿の閲覧を請求することができる。
(登録料)
第十五條 第九條第一項の登録を受けた者には、千円、第十條

第一項の登録を受けようとする者は、五百円、第十一條第一項の登録を受けようとする者は、二百円の登録料を納付しなければならない。

(登録の細目)
第十六條 この法律に定めるものの外、登録の申請書の様式その他の海事代理士の登録に関する手続的事項は、運輸省令で定める。

第四章 海事代理士の業務
第十七條 海事代理士でない者は、他人の委託により、対価を得て、業として第一條に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

海事代理士でない者は、海事代理士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。
(誠実等の義務)
第十八條 海事代理士は、誠実且つ敏速に、みづからその業務を処理しなければならない。
(秘密を守る義務)
第十九條 海事代理士は、法律に別段の定めがある場合を除く外、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を他に漏してはならない。海事代理士でなくなつた後も、また同様とする。

(業務に使用する印章)
第二十條 海事代理士は、その業務を行うにあつて印章を使用するときは、第九條第一項の規定により登録を受けた印章によらなければならない。

(帳簿)
第二十一條 海事代理士は、運輸省令で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。
一 取り扱つた事項の概要
二 委託者の氏名又は名称及び住所
三 委託者から受けた報酬の額
前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(報酬)
第二十二條 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならぬ。これを変更したときも同様とする。

前項の報酬の額は、適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものでなければならない。また、特定の者に対し、差別的な取扱をするものであつてはならない。

委託者、他の海事代理士その他の利害関係人は、第一項の報酬の額が前項の規定に適合しないと認めるときは、その理由を具して海運局長に申し出て、報酬の額の変更を海事代理士に命ずべきことを求めることができる。

海運局長は、第一項の規定により届出があつた報酬の額が第二項の規定に適合しないと認めるとき、又は前項の請求に理由があるとき、認めるときは、報酬の額の届出をした海事代理士に、日時及び場所を通知して公開による聴聞をし、その者に、その報酬の額が第二項の規定に適合することを述べ十分な機会を與えた後、その申立に理由がないと認めるときは、海事代理士に対し、理由を示して報酬の額を変更すべきことを命ずることができる。

前二項の規定は、海事代理士の受けようとする報酬の額が、事情の著しい変更により第二項の規定に適合しないものとなつた場合に準用する。

第二十三條 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の見易いように掲示しなければならない。

第二十四條 海事代理士は、第二十二條第一項の規定により届け出た報酬の額よりも高額又は低額の報酬を受けてはならない。
(懲戒)
第二十五條 海事代理士が、この法律又はこの法律に基く処分に違反

したときは、海運局長は、左に掲げる処分をすることが出来る。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 登録のまつ消

2 海運局長は、前項各号の処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 海運局長は、前項の聴聞を行う場合には、その処分をしようとする事由並びに聴聞の日時及び場所を、その期日の七日前までに、当該海事代理人に通知しなければならない。

4 聴聞においては、当該海事代理人又はその代理人に、自己又は本人のため意見を述べ、且つ、証拠を提出する十分な機会が與えられなければならない。

(報告)
第二十六條 海運局長は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、海事代理人に対し、その業務に関し報告を求めることが出来る。

2 前項の場合において、海運局長は、当該海事代理人に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

第五章 罰則

第二十七條 第十七條第一項の規定に違反した者又は第二十五條第一項第二号の処分に違反して業務を

行つた者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第十七條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罰は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際現に第一條に規定する行為を業としてしている者は、この法律施行の日から六箇月間は、第十七條の規定にかかわらず、従前の名称を用いて、第一條に規定する行為を業として行うことが出来る。

3 旧海事代理人取締規則(明治四十一年通信省令第五十二号)の規定による海事代理人の許可を受けた者は、この法律に基く海事代理人となる資格を有するものとす

(運輸省設置法の改正)
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第一項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 海事代理人に關すること。
第四十條第一項第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 海事代理人に關すること。

別表第一
一 運輸省の機関
二 法務省若しくは地方法務局又はその支庁若しくは出張所
三 都道府県の機関
四 市町村の機関

別表第二
一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)
二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)
三 船員法(昭和二十二年法律第九号)
四 船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号)
五 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)
六 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)
七 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)
八 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)
九 前各号に掲げる法律に基く命令

十 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

〔植竹春彦登壇、拍手〕

○植竹春彦君 只今議題となりました港則法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は極めて簡単でありまして、特定港内におきまして船舶が火災を起した場合に、当該船舶に対しては火災警報を行うことを義務付けていることとあります。諸外国の多くの港内におきまして、すでにかかる義務が法制化されておりますので、我が国におきましては又これら火災警報に關する規定を港則法に取入れることとが、火災による船舶の損害の防止軽減の見地からいたしまして望ましいと考えられるので、この提案がなされた次第であります。本委員会におきまして審議の結果、本案は適當なる措置と認めまして、原案通り可決すべきものであると全会一致を以て決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
次に海事代理人法案につきまして運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

従来海事代理人は、明治四十一年に制定されました通信省令海事代理人取締規則によりまして規律せられて来たものでありますけれども、一般の勅令、省令などの例によりまして、これと昭和二十三年一月一日以降失効いたしました。爾來この業務は法律上は自由営業となつて今日に及んでおるのであります。

さて本法案が提出されました主な理由は、官庁に対する海事法令に基く諸手続の依頼者であります船主や船員などの多くは常時海上において活動いたしておりますので、官庁関係の事務につきましては殆んど代理人に任せきりとならざるを得ない実情でありますので、代理人の業務はこれを自由放任とせず、適當な監督を加える必要があると認められるに至つたからなのであります。

次に本法案の要点を申し上げますと、本法案におきましては、他人の委託によつて、対価を得て、官庁や地方庁に対し、船舶法、船員法、船舶安全法などの海事関係法規の規定に基く手続をする者を海事代理人と呼んでおりますが、本法案は、第一に、この海事代理人の業務範囲を定めまして、原則として海事代理人以外の者がこの業務を行うことを制限すると共に、関係業種との調和を図つておることとあります。第二には、海事代理人となるために必要な資格を定めまして、又委託者の便宜を考慮いたしまして、海事代理人の登録制について規定しておることとあります。第三番目には、委託者保護の見地からいたしまして、海事代理人の取扱報酬額の届出、変更命令その他海事代理人に対する監督規定を設けておることとあります。

当委員会における審議におきまして、種々熱心なる質疑が行われたのであります。今その主なものを申し上げます。その第一には、弁護士と海事代理士との関係如何、又海事代理士の業務には鑑定を含むかどうかという御質疑でありまして、これに對しまして政府委員より、海事代理士の業務は手続及び手続についての相談に應ずることであるから、何ら弁護士法に抵触しないし、又海事代理士の業務には鑑定は含まないという答弁があつたのであります。その第二は、十年以上海事行政に従事した者であつて、運輸大臣が海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有しておられるものと認定した者に対しては、試験を行わないで海事代理士の資格を與えるということを規定しておるのであります。この規定は官尊民卑の色彩が認められるから削除してはどうかというふうな質問に對しまして、政府委員から、このようない長い海事行政の経験のある者に対しては、海事代理士の業務をおおむね支障なく遂行する知識を有するものと考えられる、その上、運輸大臣が適格性を認定いたしましたして初めて有資格者とするのであるから、試験に合格した者に劣らない能力があるものと考へて差支えない、又弁理士法とか税務代理士法とかいふような類似の法律におきましてもこの種の規定を設けておるとの答弁があつたのであります。

官報号外 昭和二十六年三月十日

ここで討論に入りましたところ、一委員より、本法案においては、海運局長が本法実施のために必要があるときには海事代理士に報告を求め得ることとして、その違反に對しては罰則の規定を設けておるけれども、一方では報告については海運局長に協力の義務が規定されておるのであるから、報告を告げさせ等の業者いじめに陥らないように留意すべきであるという趣旨の意見が開陳せられました。ここにおいて討論を打ち切りました。採決の結果、全会一致を以ちまして本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず港則法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に海事代理士法案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

参議院會議録第二十二号 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外四件

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに關する法律案、日程第三、商品券取締法の一部を改正する法律案、日程第四、國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案、日程第五、國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により第二十八号に掲載〕

公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月六日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

参議院會議録第二十二号 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外四件

公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條の二を第四條の三とし、第四條の次に次の一條を加える。

(予備費)

第四條の二 公団等は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として、相当と認める金額を公団等の予算に計上することができ

第五條第一項中「国会の議決したところに従い、項を」との通知を受けたところに従い、項(予備費の項を除く。)に改める。

第九條の見出しを(「予算の目的外使用の禁止」)に改める。

第十條に見出しとして(「移用及び流用」)を加える。

第十條の二に見出しとして(「支出負担行為計画及び支拂計画」)を加え、同條中「第四條の二を」第四條の三」に改め、同條を第十一條とし、同條の次に次の三條を加える。

(予備費の使用)

第十二條 公団等の長は、予備費を

参議院會議録第二十二号 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外四件

使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

2 前項の承認があつたときは、その承認に係る予備費使用書に掲げる経費については、第四條の第三項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

第十三條 公団等の毎事業年度の支出予算は、これを翌年度において使用することができない。但し、年度内に支出負担行為をし、遺け難い事由のため年度内に支拂を終らなかつた支出金に係る支出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができぬ。

第十四條 公団等の長は、前條但書の規定による繰越をしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

2 前項の承認があつたときは、その承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第四條の第三項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

第十條の三に見出しとして(「予算の執行に關する実施規定」)を加

参議院會議録第二十二号 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外四件

え、同條中「前三條を」前六條に
改め、同條を第十五條とし、第十
一條を第十六條とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正後の公団等の予算及び決算
の暫定措置に関する法律第四條の
二、第五條及び第十二條の規定
は、公団等の昭和二十六年年度の
予算から、改正後の同法第十三條
及び第十四條の規定は、公団等の
昭和二十五年年度の予算から適用
する。

〔審査報告書は都合により第二十
八号に掲載〕

農地証券の償還金の一部を一般会
計の負担とすることに關する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十六年三月六日
衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

農地証券の償還金の一部を一般会
計の負担とすることに關する法律
案

農地証券の償還金の一部を一般会
計の負担とすることに關する
法律

1 政府は、農地証券(自作農創設
特別措置特別会計法(昭和二十一
年法律第四十四号)第二條に規定
する農地証券をいう)の買入償還
の促進を図るため、自作農創設特
別措置特別会計法第五條第一項の
規定にかかわらず、同証券のう
ち、この法律施行の際までに償還
を終つたもの以外のものの償還金
を一般会計の負担とすることがで
きる。

2 政府は、前項の規定により一般
会計の負担した償還金について
は、自作農創設特別措置特別会計
から、その金額に相当する金額に
達するまでの金額を、昭和二十六
年度以降、毎年度、予算の定める
ところにより、一般会計に繰り入
れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。
〔審査報告書は都合により第二十
八号に掲載〕

商品券取締法の一部を改正する法
律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十六年三月六日
衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

商品券取締法の一部を改正する法
律案

商品券取締法の一部を改正する法
律案

商品券取締法の一部を改正する法
律案
商品券取締法の一部を改正する
法律

第一條第一項中「国債」を「金銭、
国債、地方債又ハ主務大臣ニ於テ確
実ト認ムル社債若ハ之ニ準ズル債
券」に改める。
第五條に次の二項を加える。
当該官吏前項ノ検査ヲ為ストキハ
其ノ身分ヲ証スル証票ヲ示スペシ
第一項ノ検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ
為ニ限ラレタルモノトシテ之ヲ解スルコ
トヲ得ズ
第六條中「千円」を「五万円」に改め
る。
第七條中「三百円」を「三万円」に改
める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。
〔審査報告書は都合により第二十
八号に掲載〕

國家公務員等の旅費に關する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十六年三月六日
衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

國家公務員等の旅費に關する法律
案

國家公務員等の旅費に關する法律
案

昭和三十二年三月六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

國家公務員等の旅費に關する法律
案
國家公務員等の旅費に關する法
律の一部を改正する法律
國家公務員等の旅費に關する法律
國家公務員等の旅費に關する法律
(昭和二十五年法律第百十四号)の一
部を次のように改正する。
第二條第一項第一号中「各省大
臣」の下に「経済安定本部總裁」を
加える。
第三條第六項中「第四項」を削り、
同條第七項中「及び第四項から前項
まで」を「第四項及び第五項」に改
め、同條第八項中「及び第四項から
第六項まで」を「第四項及び第五項」
に改め、同條第四項を削り、同條第
五項を同條第四項とし、以下一項す
つ繰り上げる。
第四條第一項第二号中「又は第五
項」を削り、同條第四項及び第五項
を次のように改める。
4 旅行命令権者は、旅行命令等を
発し、又はこれを変更するには、
旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下
「旅行命令簿等」といふ)に当該旅
行に關する事項を記載し、これを
当該旅行者に提示してしなれば
ならない。但し、旅行命令簿等に
当該旅行に關する事項を記載し、
これを提示するいとまがない場合

には、口頭により旅行命令等を発
し、又はこれを変更することがで
きる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅
行命令等を発し、又はこれを変更
した場合には、できるだけすみや
かに旅行命令簿等に当該旅行に關
する事項を記載し、これを当該旅
行者に提示しなければならない。
同條第六項中「旅行命令簿等」を
「旅行命令簿等」に改める。
第六條第十四項を次のように改め
る。
14 内閣旅行のうち第二十六條第一
項に規定する旅行については、第
一項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條中「第五項又は第六項」を
「第四項又は第五項」に改める。
第二十五條第一項第一号ハ中「相
当する額」を「相当する額。但し、六
歳未満の者を二人以上随伴するとき
は、これを一人とみなしてその移転
の際における職員相当の鉄道賃の二
分の一に相当する金額を加算する。」
に改める。
第二十六條を次のように改める。
(日額旅費)
第二十六條 第六條第一項に掲げる
旅費に代え日額旅費を支給する旅
行は、左に掲げる旅行のうち当該

には、口頭により旅行命令等を発
し、又はこれを変更することがで
きる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅
行命令等を発し、又はこれを変更
した場合には、できるだけすみや
かに旅行命令簿等に当該旅行に關
する事項を記載し、これを当該旅
行者に提示しなければならない。
同條第六項中「旅行命令簿等」を
「旅行命令簿等」に改める。
第六條第十四項を次のように改め
る。
14 内閣旅行のうち第二十六條第一
項に規定する旅行については、第
一項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條中「第五項又は第六項」を
「第四項又は第五項」に改める。
第二十五條第一項第一号ハ中「相
当する額」を「相当する額。但し、六
歳未満の者を二人以上随伴するとき
は、これを一人とみなしてその移転
の際における職員相当の鉄道賃の二
分の一に相当する金額を加算する。」
に改める。
第二十六條を次のように改める。
(日額旅費)
第二十六條 第六條第一項に掲げる
旅費に代え日額旅費を支給する旅
行は、左に掲げる旅行のうち当該

には、口頭により旅行命令等を発
し、又はこれを変更することがで
きる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅
行命令等を発し、又はこれを変更
した場合には、できるだけすみや
かに旅行命令簿等に当該旅行に關
する事項を記載し、これを当該旅
行者に提示しなければならない。
同條第六項中「旅行命令簿等」を
「旅行命令簿等」に改める。
第六條第十四項を次のように改め
る。
14 内閣旅行のうち第二十六條第一
項に規定する旅行については、第
一項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條中「第五項又は第六項」を
「第四項又は第五項」に改める。
第二十五條第一項第一号ハ中「相
当する額」を「相当する額。但し、六
歳未満の者を二人以上随伴するとき
は、これを一人とみなしてその移転
の際における職員相当の鉄道賃の二
分の一に相当する金額を加算する。」
に改める。
第二十六條を次のように改める。
(日額旅費)
第二十六條 第六條第一項に掲げる
旅費に代え日額旅費を支給する旅
行は、左に掲げる旅行のうち当該

には、口頭により旅行命令等を発
し、又はこれを変更することがで
きる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅
行命令等を発し、又はこれを変更
した場合には、できるだけすみや
かに旅行命令簿等に当該旅行に關
する事項を記載し、これを当該旅
行者に提示しなければならない。
同條第六項中「旅行命令簿等」を
「旅行命令簿等」に改める。
第六條第十四項を次のように改め
る。
14 内閣旅行のうち第二十六條第一
項に規定する旅行については、第
一項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條中「第五項又は第六項」を
「第四項又は第五項」に改める。
第二十五條第一項第一号ハ中「相
当する額」を「相当する額。但し、六
歳未満の者を二人以上随伴するとき
は、これを一人とみなしてその移転
の際における職員相当の鉄道賃の二
分の一に相当する金額を加算する。」
に改める。
第二十六條を次のように改める。
(日額旅費)
第二十六條 第六條第一項に掲げる
旅費に代え日額旅費を支給する旅
行は、左に掲げる旅行のうち当該

には、口頭により旅行命令等を発
し、又はこれを変更することがで
きる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅
行命令等を発し、又はこれを変更
した場合には、できるだけすみや
かに旅行命令簿等に当該旅行に關
する事項を記載し、これを当該旅
行者に提示しなければならない。
同條第六項中「旅行命令簿等」を
「旅行命令簿等」に改める。
第六條第十四項を次のように改め
る。
14 内閣旅行のうち第二十六條第一
項に規定する旅行については、第
一項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條中「第五項又は第六項」を
「第四項又は第五項」に改める。
第二十五條第一項第一号ハ中「相
当する額」を「相当する額。但し、六
歳未満の者を二人以上随伴するとき
は、これを一人とみなしてその移転
の際における職員相当の鉄道賃の二
分の一に相当する金額を加算する。」
に改める。
第二十六條を次のように改める。
(日額旅費)
第二十六條 第六條第一項に掲げる
旅費に代え日額旅費を支給する旅
行は、左に掲げる旅行のうち当該

には、口頭により旅行命令等を発
し、又はこれを変更することがで
きる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅
行命令等を発し、又はこれを変更
した場合には、できるだけすみや
かに旅行命令簿等に当該旅行に關
する事項を記載し、これを当該旅
行者に提示しなければならない。
同條第六項中「旅行命令簿等」を
「旅行命令簿等」に改める。
第六條第十四項を次のように改め
る。
14 内閣旅行のうち第二十六條第一
項に規定する旅行については、第
一項に掲げる旅費に代え、日額旅
費を旅費として支給する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條中「第五項又は第六項」を
「第四項又は第五項」に改める。
第二十五條第一項第一号ハ中「相
当する額」を「相当する額。但し、六
歳未満の者を二人以上随伴するとき
は、これを一人とみなしてその移転
の際における職員相当の鉄道賃の二
分の一に相当する金額を加算する。」
に改める。
第二十六條を次のように改める。
(日額旅費)
第二十六條 第六條第一項に掲げる
旅費に代え日額旅費を支給する旅
行は、左に掲げる旅行のうち当該

旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて大蔵大臣が指定するものとする。

一 測量、調査、土木管轄工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に依り、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

第二十八條第一項第二号中「贈賄」を「鉄道賃、船賃」に改める。

第四十六條第一項を次のように改める。

各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としなない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその

必要としなない部分の旅費を支給しないことができる。

同條第二項中「旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合」を「同項の規定により旅費を支給しないこととする場合」に改める。

第四十七條第二項を削る。

附則第四項中「死亡手当の定額の額の計算の基礎とするこれらの旅費の定額を含む。」を加える。

8 外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前十日間の準備期間とを通じた期間が二會計年度にわたる場合の旅費は、当該期間、当該二會計年度のうち前會計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、昭和二十六年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。但し、改正後の同法附則第八項の規定は、この法律施行の日以後に適用する旅行から適用する。

〔審査報告書は都合により第二十八号に掲載〕

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月六日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

（退職年金、養疾年金及び遺族年金の額の改正）

第一條 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」といふ。）の規定による退職年金、養疾年金及び遺族年金、（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、養疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十五号。以下「昭和二十五年法律第百三十五号」といふ。）附則第二項の規定により改正された年金額の算定の基準となつた同法別表第一又は第二の仮定俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十三年十二月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、養疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

2 前項第一号の場合において、同号に規定する共済組合法第九十四條の二の規定により同法の規定による退職年金、養疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、その支給の條件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところによりこれを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして同法の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専務公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一條第一項及び日本國有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項において適用する共済組合法の規定による退職年金、養疾年金及び遺族年金について適用する。

（公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定）

第二條 共済組合法第九十條の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年一月分以後その年金額を、昭和二十五年法律第百三十五号附則第三項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十條に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。

（費用負担）
第三條 国庫は、前二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる

者を除く。のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に依りて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて開庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体
二 日本専売公社法第五十一條第一項に規定する共済組合 日本

専売公社
三 日本国有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合 日本
附則
この法律は、公布の日から施行する。

別表

第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給	仮定給俸	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給	仮定給俸	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給	仮定俸給
三、一八四	三、八五〇	五、六〇〇	七、三〇〇	九、八四七	一三、七〇〇
三、二七三	四、〇〇〇	五、七六〇	七、五〇〇	一〇、二二九	一四、二〇〇
三、三六九	四、一五〇	五、九二五	七、八〇〇	一〇、四一九	一四、七〇〇
三、四六六	四、三〇〇	六、〇九四	八、一〇〇	一〇、七二七	一五、二〇〇
三、五六五	四、四五〇	六、二六九	八、四〇〇	一一、〇二四	一五、七〇〇
三、六六七	四、六〇〇	六、四四八	八、七〇〇	一一、三三九	一六、二〇〇
三、七七二	四、七五〇	六、六三三	九、〇〇〇	一一、六六四	一六、七〇〇
三、八八〇	四、九〇〇	六、八二三	九、三〇〇	一一、九九八	一七、二〇〇
三、九九一	五、〇五〇	七、〇一八	九、六〇〇	一二、三四一	一七、七〇〇
四、一〇五	五、二〇〇	七、二一九	九、九〇〇	一二、六九五	一八、三〇〇
四、二二三	五、三五〇	七、四二六	一〇、二〇〇	一二、〇五八	一八、九〇〇
四、三四四	五、五〇〇	七、六三八	一〇、五〇〇	一二、四三二	一九、五〇〇
四、四六八	五、七〇〇	七、八五七	一〇、八〇〇	一二、八一六	二〇、一〇〇
四、五九六	五、九〇〇	八、〇八二	一一、一〇〇	一三、〇二二	二〇、八〇〇
四、七二七	六、一〇〇	八、三一三	一一、四〇〇	一三、四三二	二一、五〇〇
四、八六三	六、三〇〇	八、五五一	一一、七〇〇	一四、二二二	二二、二〇〇
五、〇〇二	六、五〇〇	八、七九六	一二、〇〇〇	一四、六一九	二二、九〇〇
五、一四五	六、七〇〇	九、〇四七	一二、三〇〇	一五、〇三七	二三、六〇〇
五、二九二	六、九〇〇	九、三〇六	一二、五〇〇	一五、四六七	二四、三〇〇
五、四四四	七、一〇〇	九、五七三	一二、九〇〇	一六、三六五	二五、〇〇〇

備考
一 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給が三、一八四円未満のときは、その仮定俸給又は俸給の一・二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、仮定俸給又は俸給が一六、八三四円をこえるときは、その仮定俸給又は俸給の一・四九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二 第一條の規定による年金額の改定の基準となる同條第一項第二号の俸給が三、一八四円以上一六、八三四円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

「小串清一君登壇、拍手」
○小串清一君 只今上程せられました公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の委員におきます審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。
本案は、公団等の予算について、その執行を適正且つ円滑ならしむるため

に、予備費及び予算の繰越に関する規定を新たに設けようとするものであります。即ち公団等は、予見しがたい予算の不足に充当するため、予備費をその予算に計上することができるとし、大蔵大臣の承認を経て使用することとができようとしたそとを以てするものであります。次に予算の繰越につきましては、年度内に支出負担行為をなし、止むを得ない理由によつて年度内に支拂を終らなかつた支出予算は、大蔵大臣の承認を経てこれを翌年度に繰越して使用することができるとし、昭和二十五年年度の予算より適用しようとするものであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府委員より懇切な説明がありました。これらの詳細につきましては速記録によつて御了承を願いたいと存じます。かくして質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。
本案は、自作農創設特別措置特別会計法に規定する農地証券の買入償還を促進する見地より、従前より同特別会計の余裕金或いは一般会計の債務償還費の一部を以て買入れて参つたので

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第八より第百四十四までの諸願及び日程第百四十四より第百四十六までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長木下源吉君。

〔審査報告書は都合により第二十八号に掲載〕

〔木下源吉君登壇、拍手〕

○木下源吉君 只今議題となりました諸願百十件、陳情三件について、人事委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会においては、前回報告の諸願陳情の審査に引続き、三月五日に委員会を開きまして、同日までに付託せられました諸願陳情のうち、地域給に関する諸願陳情のみを特に緊急に審査を要するものとして審査いたしました。これら地域給に関する諸願陳情は全国的な広範囲に亘り非常に熱心に提出せられている実情であり、これらは各地方及び県によつてそれ／＼の趣旨に共通的特殊性が存在いたしますので、これを地方別、県別にして、その大體の趣旨要旨を御説明申し上げます。先ず北海道地方からの諸願であります。同地方の現行支給率は全体的に

低きに過ぎ、ためにその趣旨も殆んどが大幅な引上げの要望であります。即ち諸願第五百九十九号、六百号、八百号、八百二十五号、八百七十四号は、それ／＼小樽市、札幌市、旭川市(三件)からのものであります。これらは北海道における経済、交通、文化の中心地とし、その物価もS・C・P・Sにも判然と現われていること、R・D・Iは漸次東京に接近しつつあり、今回の改定には、これら実情を勘案して、地域給は中央諸都市にのみ片寄ることなく適正に決定せられるべきであり、現在乙地域を二割以上に指定してもらいたいとの要望であります。諸願第八百二十九号、八百三十号は、琴似町、江別町からのものであります。これら両町は共に札幌市に近接し、その住宅地帯として、又工場地帯として、その衛生都市としての性格を有し、ために札幌と同様に指定せられたいとの要望であります。次に諸願第八百二十六号、八百二十七号、八百二十八号、九百号は、それ／＼網走市、北見市、室蘭市(二件)からであり、網走市は北海

道の港として一年の半分は流水に包まれ、港も閉鎖され、生産都市より消費都市となり、主食、副食、生活品も共に高騰し、年間を通じての価格平均も中央諸都市と変わらないから考慮を願いたいとの要旨であり、北見市も、網走市のごとく、冬季の経済事情は同條件であるから考慮方を要望しております。

又室蘭市は大工業地帯としてその人口の約六割が特需工場の従業員であり、消費大都市の色彩を帯びて来ているといふのがその主なる趣旨であり、現行乙地を二割五分或いはそれ以上に引上げを要望しております。諸願第六百十八号、八百三十一号は共に浦河町からの諸願であります。戦後急激な人口増加は、漁港としての特殊性と相関連し、物価高を来たしているから、新たに指定せられたいとの趣旨であります。以上が北海道地方からの今回の諸願であります。

次に東北地方からの諸願を御説明申し上げます。諸願第八百五十七号は東北六県の実情を特に考慮願いたいとの趣旨であり、殊に公務員は本質的に同一階層として全国的に同等に取扱われるべきであり、消費形態の差のみをその重要因子として地域給を決定することとは不合理であり、交通不便にして、氣候悪く、僻地の地にして環境に恵まれない地域も勘案せられるべきであるとの要望であります。諸願第六百九十七号、八百六十六号は、それ／＼弘前市と岩手県の一関市からでありまして、現行支給率の維持を要望しております。即ち僻地なる故の高物価と既得権の擁護をその説明趣旨としております。第八百三十三号は宮城県地域給に関するに仙台市を三級地に引上げ指定方の要請であり、S・C・P・Sのみ決定の基礎となすこととの不合理を御いっております。

次に東北地方からの諸願の御説明をいたしますと、諸願第六百十九号、八百五十八号は、それ／＼伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであり、伊豆七島は東京の行政区域にありながら現在非支給地であり、各島とも主食の自給は半ばを充すに足らず、又生活用品の生産も少く、これらは船により、東京方面、伊東方面より移入するの他なく、ために東京より高物価であり、東京都区内と同様最高級地として指定せられたいとの要請であります。箱根地区からのものは、当地が山岳地帯で、耕作地なく、国内有数の観光地として、多数の温泉客、遊覧客の浮動購買力の影響による高物価であり、二割以上の支給地に指定方を要望いたしているものであります。次に、諸願第六百八十一号及び七百三十三号は、それ／＼群馬県富岡町、千葉県四街道地区からのものであり、それぞれ地方の中心の地として新たに地域給を指定せられたいとの要望であります。諸願第八百七十五号は、千葉県津田沼、幕張、二宮の三町からであり、千葉、船橋両市の中間に位し、

その支給率の不均衡による支障多く、物価も両市と交りないから、両市並みに願いたいとの趣旨であります。

次に中部地方における諸願は、その大半が愛知県、岐阜県からでありまして、先ず愛知県内からのものを御説明申し上げます。諸願第九百五号は名古屋市中からであり、当市は東海地方における中心都市であり、国内六大都市の一つとして現行特地位を維持し、殊に同一行政区内においての不均衡を是正してもらいたいとの趣旨であります。次に、諸願第六百九十八号、七百三十二号、八百四十四号、九百十四号、九百十五号、九百二十二号、九百二十四号は、それ／＼愛知県、千代田村、志段味村、鳴海町、西枇杷島町、東郷村、旭村からであり、これら町村はいずれも名古屋市内に近接し、又は隣接し、交通網の発達による古屋の経済圏並びに生活圏内に入り、ために物価も名古屋と交りない実情にあるといふのが主なる趣旨であり、西枇杷島町は名古屋市内並みに、蟹江町、鳴海町は二割に、千代田村、東郷村、旭村はそれ／＼新たに指定してもらいたいとの要望であります。次に、諸願第五百九十四号、七百五十二号、八百三十三号、八百三十二号、九百十二号、九百十八号は、それ／＼大和村、今伊勢町、宮田町、丹陽村、稲澤町からでありまして、これらの市町村はそれ／＼一宮市に近接し、産業的にも経済的にも不離一体をなしてい

ます。次に東北地方からの諸願の御説明をいたしますと、諸願第六百十九号、八百五十八号は、それ／＼伊豆七島と箱根温泉地区からの特殊環境地からのものであり、伊豆七島は東京の行政区域にありながら現在非支給地であり、各島とも主食の自給は半ばを充すに足らず、又生活用品の生産も少く、これらは船により、東京方面、伊東方面より移入するの他なく、ために東京より高物価であり、東京都区内と同様最高級地として指定せられたいとの要請であります。箱根地区からのものは、当地が山岳地帯で、耕作地なく、国内有数の観光地として、多数の温泉客、遊覧客の浮動購買力の影響による高物価であり、二割以上の支給地に指定方を要望いたしているものであります。次に、諸願第六百八十一号及び七百三十三号は、それ／＼群馬県富岡町、千葉県四街道地区からのものであり、それぞれ地方の中心の地として新たに地域給を指定せられたいとの要望であります。諸願第八百七十五号は、千葉県津田沼、幕張、二宮の三町からであり、千葉、船橋両市の中間に位し、

その支給率の不均衡による支障多く、物価も両市と交りないから、両市並みに願いたいとの趣旨であります。

次に中部地方における諸願は、その大半が愛知県、岐阜県からでありまして、先ず愛知県内からのものを御説明申し上げます。諸願第九百五号は名古屋市中からであり、当市は東海地方における中心都市であり、国内六大都市の一つとして現行特地位を維持し、殊に同一行政区内においての不均衡を是正してもらいたいとの趣旨であります。次に、諸願第六百九十八号、七百三十二号、八百四十四号、九百十四号、九百十五号、九百二十二号、九百二十四号は、それ／＼愛知県、千代田村、志段味村、鳴海町、西枇杷島町、東郷村、旭村からであり、これら町村はいずれも名古屋市内に近接し、又は隣接し、交通網の発達による古屋の経済圏並びに生活圏内に入り、ために物価も名古屋と交りない実情にあるといふのが主なる趣旨であり、西枇杷島町は名古屋市内並みに、蟹江町、鳴海町は二割に、千代田村、東郷村、旭村はそれ／＼新たに指定してもらいたいとの要望であります。次に、諸願第五百九十四号、七百五十二号、八百三十三号、八百三十二号、九百十二号、九百十八号は、それ／＼大和村、今伊勢町、宮田町、丹陽村、稲澤町からでありまして、これらの市町村はそれ／＼一宮市に近接し、産業的にも経済的にも不離一体をなしてい

るので、実情勘案の上、一宮市と同様
取扱方を要望しております。次に、請
願第七百三十号、七百三十一号、七百
五十七号、九百八号、九百九号、九百十
号は、それ〴〵長岡村、平和村、北方
村並びに津島市、海部郡、中島郡から
のものでありまして、これらの地域
は、名古屋、一宮と近接し、近時毛織
物の工業地帯としてその好景気は民間
資金との間に不均衡を来し又物価高
を来しているから、実情勘案方を要
請しており、津島市は都市の性格が一
宮市と何ら異なる所がないにもかか
わらず、現行は一宮市との間に差があ
り、その不合理の是正方を要望し、又
海部、中島両郡は、一宮市、津島市並
みに郡内一律に二割指定方を、その他
は新たに支給地としての指定を要望し
ております。次に、請願第七百五十五
号、七百五十六号、八百七号、八百八
号、九百七号、九百二十五号、九百二
十六号は、それ〴〵知多半島における
野間町、富貴村、東浦町、豊浜町、半
田市、鬼崎村、三和村からであり、野
間町、富貴村は観光の地とし、海水浴
地とし、又東浦町は繊維工業地とし、
又、豊浜町は太平洋岸十勝港の一つと
して、物価は都市と変りない実情を勘
案してもらいたいとの要請であり、鬼
崎村、三和村もR・D・Iの高い常滑町
に近接し、同様に新たに支給地として
指定せられたいとの要請であります。

し、名古屋圏の衛星都市の観あり、現
行乙地を二割支給地に指定せられたい
との趣旨であります。請願第九百十七
号及び九百二十一号は、それ〴〵品野
町、幡山村からのものでありまして、瀬
戸市に近接し、陶磁器の主要生産地と
して瀬戸市と経済的にも不離一体を
なしているから、瀬戸市と同様取扱つ
てもらいたいとの趣旨であります。次
に、請願第八百二二号、九百十一号は、
本郷町、田口町からのものでありまし
て、両町は山間僻地にあり、林産物の
ほか主産物なく、生活用品を遠く豊
橋から入れるため高く、ために新たに
指定せられたいとの趣旨であります。

以上が愛知県内における請願であり、
ますが、次に静岡県内からの請願であ
りますが、請願第九百一十号から九百四
号までの四件であり、それ〴〵岐阜市、
陶町、笠松町、神岡町からのものであ
りまして、岐阜市は県の中心都市であ
りながら現行乙地は不合理であり、こ
れが是正を要望し、殊にSCP Sの調
査時期の不利と観光都市の特殊性を主
張しております。陶町は陶磁器生産地と
して人口の約二〇〇%がその従業者であ
り、現在非支給地のため的人事運営上
の支障を打開する上においても新たに
指定してもらいたいとの趣旨でありま
す。又笠松町は、岐阜市に隣接し、繊維
工場地とし、又競馬場所在地としての
特殊事情を考慮して、岐阜市と同様指
定方を要望しております。次に、神岡
町は神岡鉱山として、銜、亜鉛の東洋
最大の生産地として、その従業者は当
町の七〇%にも及び、朝鮮動乱後の鉄
山好景気と物価との関連を勘案して新
たに指定してもらいたいとの要請であ
ります。次に、請願第五百七十二号、
八百九十一号は、それ〴〵静岡県の清
水市、鷹津町からのものでありまし
て、清水市は産業都市とし、国内有数
の貿易港とし、又遠洋漁港として、大
都市の性格を有し、現行乙地は不合理
であり、これが引上げを要請しており
ます。又、鷹津町は、浜松、豊橋の中
間に位置する工場地帯とし、又、物資集
散の要地であり、新たに指定方を要望
しております。

次に、請願第六百三十三号、七百十七号
は、新潟県及び石川県江沼温泉郷から
のものであり、新潟県は県内四百の市
町村のうち七市一町村のみが乙地で、
他は非支給地である不合理性を主張
し、適正な指定方を要望しております
ます。次に、江沼温泉郷は、同地が有
名温泉郷としての特殊地であり、その
物価は箱根、別府にも似ているから引
上方の考慮を要請しております。
以上が中部地方における請願でござ
います。次に近畿地方からの請願を
御報告申し上げます。

先ず京都府からの請願は、請願第五
百九十三号、六百七十一号、六百七十
二号、七百五十一号、八百九十八号で
それ〴〵京都市(二件)、八木町、園部
地区、綾部市からのものでありますが、
京都市は京阪神経済ブロックの一環と
しての特殊性とS・CPSの調査対象
の不合理性を主張し、阪神と同様指定
方を要望いたしております。八木町、
園部地区は、それ〴〵京都の近接都市
として、又郡内中心都市として、京都
市と同様取扱を要望しております。又
綾部市は、福知山、舞鶴両市に隣接し、
市の性格は両市と変らないから、両市
と同等に指定願いたいとの要請であり
ます。

次に、半田市は知多半島の中心都市と
して、名古屋圏の衛星都市の観あり、現
行乙地を二割支給地に指定せられたい
との趣旨であります。請願第九百十七
号及び九百二十一号は、それ〴〵品野
町、幡山村からのものでありまして、瀬
戸市に近接し、陶磁器の主要生産地と
して瀬戸市と経済的にも不離一体を
なしているから、瀬戸市と同様取扱つ
てもらいたいとの趣旨であります。次
に、請願第八百二二号、九百十一号は、
本郷町、田口町からのものでありまし
て、両町は山間僻地にあり、林産物の
ほか主産物なく、生活用品を遠く豊
橋から入れるため高く、ために新たに
指定せられたいとの趣旨であります。

以上が愛知県内における請願であり、
ますが、次に静岡県内からの請願であ
りますが、請願第九百一十号から九百四
号までの四件であり、それ〴〵岐阜市、
陶町、笠松町、神岡町からのものであ
りまして、岐阜市は県の中心都市であ
りながら現行乙地は不合理であり、こ
れが是正を要望し、殊にSCP Sの調
査時期の不利と観光都市の特殊性を主
張しております。陶町は陶磁器生産地と
して人口の約二〇〇%がその従業者であ
り、現在非支給地のため的人事運営上
の支障を打開する上においても新たに
指定してもらいたいとの趣旨でありま
す。又笠松町は、岐阜市に隣接し、繊維
工場地とし、又競馬場所在地としての
特殊事情を考慮して、岐阜市と同様指
定方を要望しております。次に、神岡
町は神岡鉱山として、銜、亜鉛の東洋
最大の生産地として、その従業者は当
町の七〇%にも及び、朝鮮動乱後の鉄
山好景気と物価との関連を勘案して新
たに指定してもらいたいとの要請であ
ります。次に、請願第五百七十二号、
八百九十一号は、それ〴〵静岡県の清
水市、鷹津町からのものでありまし
て、清水市は産業都市とし、国内有数
の貿易港とし、又遠洋漁港として、大
都市の性格を有し、現行乙地は不合理
であり、これが引上げを要請しており
ます。又、鷹津町は、浜松、豊橋の中
間に位置する工場地帯とし、又、物資集
散の要地であり、新たに指定方を要望
しております。

次に、請願第六百三十三号、七百十七号
は、新潟県及び石川県江沼温泉郷から
のものであり、新潟県は県内四百の市
町村のうち七市一町村のみが乙地で、
他は非支給地である不合理性を主張
し、適正な指定方を要望しております
ます。次に、江沼温泉郷は、同地が有
名温泉郷としての特殊地であり、その
物価は箱根、別府にも似ているから引
上方の考慮を要請しております。
以上が中部地方における請願でござ
います。次に近畿地方からの請願を
御報告申し上げます。

先ず京都府からの請願は、請願第五
百九十三号、六百七十一号、六百七十
二号、七百五十一号、八百九十八号で
それ〴〵京都市(二件)、八木町、園部
地区、綾部市からのものでありますが、
京都市は京阪神経済ブロックの一環と
しての特殊性とS・CPSの調査対象
の不合理性を主張し、阪神と同様指定
方を要望いたしております。八木町、
園部地区は、それ〴〵京都の近接都市
として、又郡内中心都市として、京都
市と同様取扱を要望しております。又
綾部市は、福知山、舞鶴両市に隣接し、
市の性格は両市と変らないから、両市
と同等に指定願いたいとの要請であり
ます。

次に、大阪府内の請願は、請願第五
百八十四号、六百五十四号、六百九十三
号、六百九十四号、六百九十五号、八百
九十五号、八百九十七号、九百二十三
号は、それ〴〵孔舎衛村、南高安村外
七町村、豊能郡内町村、美面町、庄内
町、石切町、高安村、曙川村は、共に
大阪市に隣接又は近接し、交通網の発
達によつて、大阪市の住宅地とし、又
工業地帯とし、又は大阪の衛星都市と
して、その経済圏、生活圏内にあり、
大阪及びその周辺の現行特地の地域と
同様最高地としての指定又は四級地と
して、それ〴〵の要望をしております
ます。次に、請願第八百九十六号、八百
九十九号は、池田市、守口市からの請
願でありまして、現行通り大阪市並み
に最高地として指定願いたいとの趣旨
であります。請願第六百七十号は西
能勢村外五方町村からでありまして、
大阪府内において現在非支給地になつ
ている所はこの地方のみにて種々不合
理があるから、池田、豊中市並みに
引上げてもらいたいとの要請でありま
す。

次に兵庫県からの請願であります

が、諸願六百十一号は宝塚地区であり、同地は京阪神一流の観光遊覽地としての特殊環境地であり、五級地として指定願いたいとの要請であります。諸願第五百十五号、六百十四号は、尼崎市並びに伊丹市、兩宮市、芦屋市からの請願であります。以上四市は共に阪神とその都市としての性格を同じうするものであり、最高級地として指定せられたいとの要請であります。

次に、諸願第七百十六号、七百四十四号、八百五十九号は、それ／＼和田山町、西脇町、赤穂町からのものでありまして、地方の行政中心地として、和田山町は物産の集積地の上、二級地に、赤穂町は、隣接の姫路、相生両市との均衡上、両市並みに、又西脇町は播磨織の生産地として阪神と物産は変らないから二割支給地に、それ／＼指定方を要請しております。

次に、諸願第六百五十五号、八百七十六号は、滋賀県長浜市、彦根市、大津市並びに三重県の四日市市からのものであり、これら諸都市は、名古屋、京阪神の中間に位する各中心都市として、物産も名古屋、京阪神と大差ないから、一割五分に引上方を要請しております。

さて、次に中国地方における諸願でございますが、諸願第六百九十二号、七百四十二号、八百三十五号は、それ／＼山口県小野田市並びに鳥取県の鳥取市及び倉吉町からであり、それ／＼

県内中心都市として現行支給率の維持を主張し、既得権の擁護を主張しております。諸願第七百十五号は、広島県の西條町、寺西村からであり、一割支給地として新たに指定方の考慮を要請しております。又、諸願第七百二十七号は岡山県倉敷市からであり、S・C・Pの不合理を主張し、岡山市と同様の指定方考慮を要請しております。

次に、四国からは諸願第五百七号、六百九十九号であります。これは共に高知県須崎町からのものであり、高知市と同様に新たに指定せられたいとの要請であります。

次に九州地方からの諸願であります。諸願第五百二十四号は、宮崎県の宮崎市、延岡市、都城市、日南市、小林市の五市からでありまして、同県の中央を隔たる僻地であり、又海陸交通の便に恵まれず、加ふるに全困難に見る颱風災害県であり、ために物産高は必然の理であり、実情勘案の上現行の支給率の引上げを要請しております。

諸願第四百九十五号、七百四十六号は、それ／＼大分県の日田市、津久見町からのものであり、日田市は北九州の重工業地帯に近接し、又観光都市であり、津久見町は東九州唯一の良港として、貿易港として、別府市に次ぐ純消費地であるから、それ／＼三級地として指定願いたいとの要請であります。

次に、諸願六百十六号、七百八十九号は、熊本県人吉市、長崎県川棚町からであり、一割の指定を要請しております。諸願第八百六十号は鹿児島県からであり、S・C・Pを地域給決定の基礎資料とするこの不合理を突き、基礎考慮を要請しております。次に諸願六百九十九号は福岡県二日市町からのものであり、福岡市の近接町として福岡市と同率にせられたいとの要請であります。

次に陳情でございますが、陳情百十六号、百二十号、百三十五号は、それぞれ盛岡市、彦根市及び愛知県の旭町からのものであります。

これら地域給に関する数多くの諸願陳情につきまして、当委員会におきましては慎重なる審査を行い、これらは、それ／＼の市町村における物産の実情その他特殊の事情を基礎としての熱心なる要請であり、いずれもその趣旨に妥当性が見受けられるもので、前回御報告申上げました地域給に関する諸願陳情と同様に取扱うべきであり、今後なお、これらの地方からの資料その他の提出を要請すると共に、深く検討して、支給地域区分に関する法律の立案に当り、でき得る限り正確な結論を以て、当該地方の要請を十分考慮しつつ再検討することが妥当であると

する意味において、その願意を採択すべきものと認め、又速かに政府をして十分研究の上所要の措置をとらしめる必要があるものと認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第百五十四号より第百四十三号までの諸願及び日程第百四十七号より第百五十三号までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱す者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。
〔審査報告書は都合により第二十八号に掲載〕
〔木下辰雄君登壇、拍手〕
○木下辰雄君 只今議題となりました諸願三十四件、陳情十三件に關しまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
諸願第十三、八十五、百二十六、百八十三、四百七十四、六百六、六百十

五は漁港修築促進に関する諸願であります。諸願八百十一、八百四十三及び陳情百三十一、百六十九、百九十は小型機船底曳網漁業修繕に伴う振換資金交付等に関する諸願及び陳情であります。諸願二百十、四百六十九、八百四十二及び陳情百三十、百五十五、百七十は新設されました海区漁業調整委員会等の経費増額に関する諸願及び陳情であります。諸願二百九、七百八十八は漁業法施行に伴う定置漁業格付替時期の延期に関する諸願であります。陳情百四十九、百六十八、百七十六は、鹿児島県批薩島に「かつお」を蓄養施設設置に関する陳情であります。諸願四百二十、陳情七十二は、漁業権補償金の現金化等に関する諸願及び陳情であります。諸願二百三十三は農林中央金庫の漁村への貸出の円滑化等に関する諸願であります。諸願二百三十八は、漁業に関する保険、補償及び災害の際の減税方措置に関する諸願であります。諸願二百三十九は、水産業団体引継資金の国家保証方措置に関する諸願であります。諸願二百八十三は漁業海区制定に関する諸願であります。諸願三百二二は北海道香深村に北方新魚田開発基地施設の設定及び魚田調査の請願であります。諸願四百六十四は北上川魚梯改善促進に関する諸願であります。諸願四百七十六は宮古湾内漁業障害物除去に関する諸願であります。諸願四百七十八は機船底曳網漁業の整理

結果を御報告申し上げます。諸願第十三、八十五、百二十六、百八十三、四百七十四、六百六、六百十

結果を御報告申し上げます。諸願第十三、八十五、百二十六、百八十三、四百七十四、六百六、六百十

促進等に関する請願であります。請願四百七十九は水産物輸出産業奨励助成に関する請願であります。請願四百八十は漁業用燃料増配に関する請願であります。請願四百八十一は漁業経営費低減及び魚価の維持に関する請願であります。請願四百八十九は、水産金融対策に関する請願であります。請願五百九十二は水産皮革行政の一元化に関する請願であります。陳情三は東支那海の漁区制限緩和又は撤廃に関する陳情であります。陳情百五十六は海産漁業調整委員会委員の公職兼務に関する陳情であります。

委員会におきましては、政府当局と質疑応答を重ね、慎重審議いたしました結果、いずれも願意安当と認めました。これを探択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願三百九十六、四百五十四、六百六十七、七百九十五、八百十二は、漁船に関する特殊保険制度改革に関する請願であります。請願六百六十八は水産資源保護法制定に関する請願であります。陳情五十三は漁業災害補償制度確立に関する陳情であります。以上の七件はいずれも願意安当と認めました。これを探択し、議院の会議に付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
 ○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第四百一十一より第四百四十三までの請願及び日程第五百十三の陳情のほかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
 ○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第四百一十一より第四百四十三までの請願及び日程第五百十三の陳情のほかは内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
 本日はこれにて散会いたします。
 午前十一時三十五分散会

○本日の会議に付した事件
 一、日程第六 港則法の一部を改正する法律案
 一、日程第七 海事代理士法案
 一、日程第一 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
 一、日程第二 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案
 一、日程第三 商品券取締法の一部を改正する法律案
 一、日程第四 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案
 一、首都建設委員会 委員の指名に関する件
 一、首都建設委員会 委員の任命に関する件
 一、日程第八乃至第四百十四の請願
 一、日程第四百四十四乃至四百四十六の陳情
 一、日程第五百十五乃至第四百四十三の請願
 一、日程第四百四十七乃至第五百十三の陳情

出席者は左の通り。
 議長 佐藤 尚武君
 副議長 三木 治朗君

議員
 山川 良一君 山内 卓郎君
 宮城タマヨ君 前田 穰君
 堀越 儀郎君 藤森 眞治君
 藤野 繁雄君 波多野林一君
 野田 俊作君 徳川 宗敬君
 常岡 一郎君 伊達源一郎君
 高橋 道男君 高橋龍太郎君
 高木 正夫君 杉山 昌作君
 新谷寅三郎君 島村 軍次君
 西郷吉之助君 小林 政夫君
 小宮山常吉君 木下 辰雄君
 片柳 眞吉君 柏木 庫治君
 加藤 正人君 奥 むめお君
 岡本 愛祐君 尾崎 行輝君

梅原 辰隆君 楠瀬 常精君
 尾山 三郎君 長島 銀藏君
 宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
 高橋進太郎君 上原 正吉君
 草葉 隆圓君 石川 榮一君
 大谷 繁酒君 九鬼紋十郎君
 深水 六郎君 加納 金助君
 大矢半次郎君 城 義臣君
 植竹 春彦君 西川甚五郎君
 小野 義夫君 鈴木 安孝君
 寺尾 豊君 黒田 英雄君
 石坂 豊二君 岩沢 忠恭君
 中川 幸平君 一松 政二君
 黒川 武雄君 中山 壽彦君
 小島 清一君 工藤 鐵男君
 中川 以良君 飯島連次郎君
 赤澤 與仁君 赤木 正雄君
 松本 昇君 廣瀬興兵衛君
 野田 卯一君 重宗 雄三君
 大野木秀次郎君 加藤 武徳君
 長谷山行教君 平井 太郎君
 白波瀧米吉君 山縣 勝見君
 安井 謙君 山本 米治君
 岡田 信次君 愛知 揆一君
 滝井治三郎君 石村 幸作君
 池田宇右衛門君 島津 忠彦君
 山崎 恒君 鈴木 恭一君
 郡 祐一君 川村 松助君
 有馬 英二君 油井賢太郎君
 山田 佐一君 西田 隆男君
 大原 晋三君 泉山 三六君
 左藤 義詮君 小林 英三君
 櫻内 辰郎君 鬼丸 善齊君
 中田 吉雄君 村尾 重雄君

カニエ邦彦君 藤原 道子君
 若木 勝藏君 永井純一郎君
 三橋八次郎君 齋 武雄君
 片岡 文重君 小林 孝平君
 山花 秀雄君 松浦 清一君
 荒木正三郎君 菊川 孝夫君
 山田 節男君 田中 一君
 松永 義雄君 小泉 秀吉君
 大隈 信幸君 岩男 仁藏君
 小笠原三男君 吉田 法晴君
 駒井 藤平君 小川 久義君
 稻垣平太郎君 羽生 三七君
 江田 三郎君 中村 正雄君
 須藤 五郎君 岩間 正男君
 水橋 藤作君 重森 壽治君
 岡村文四郎君 森 八三三君
 岩崎正三郎君 相馬 助治君
 千田 正君 三浦 辰雄君
 小松 正雄君 松原 一彦君
 羽仁 五郎君 木下 源吉君
 河崎 ナツ君 上條 愛一君
 平林 太一君

政府委員
 内閣官房副長官 菅野 義丸君
 大蔵政務次官 西川甚五郎君
 運輸政務次官 關谷 勝利君
 運輸省海運 調整部長 壺井 玄剛君

〔第十七号参照〕
 審査報告書
 あん摩、はり、きゆう、柔道修復等營業法の一部を改正する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十三日
厚生委員長 河崎 ナツ
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 小杉 繁安 藤森 眞治
- 有馬 英二 松原 一彦
- 藤原 道子 上條 愛一
- 大谷 繁潮 石原幹市郎
- 中山 壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は外地からの引揚者に対する免許の特例の期間を延長する外、広告の取締に関する規定等を整備するため、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正しようとするものであつて、妥当な措置である。

一、事件の利害得失
本法の施行によつて、外地引揚者に対する免許が引続き與えられ、るとともに広告取締の適正化を計ることが出来る利益がある。

一、費用
特に費用を要しない。

審査報告書

特許法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 小野 義夫 廣瀬與兵衛
- 松本 昇 上原 正吉
- 山川 良一 重宗 雄三
- 古池 信三 境野 清雄
- 加藤 正人 栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
終戦後の物価の高騰により、特許庁は工業所有権制度による諸収入をもつて、その支出を賄ひ得ない状態にあり、又他の法令における諸料金は物価の変動に応じて引上げられて来ているので、今回これらの点を考慮して、発明奨励を阻害しない限度で、特許料を現行額の約三倍に、又罰則中の過料の額を五倍の五千円以下に引上げようとするのであつて妥当な改正であると認める。

二、事件の利害得失
今回の特許料及び過料の引上げにより特許庁の収入と支出の均衡がとれ、特許事務の促進、発明奨励の諸政策の遂行に資する利益がある。

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 小野 義夫 廣瀬與兵衛
- 松本 昇 上原 正吉
- 山川 良一 重宗 雄三
- 古池 信三 境野 清雄
- 加藤 正人 栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
最近の経済の趨勢及び他の法令における諸料金の引上率並びに特許庁の予算上における收支のバランス等を比較考慮して、今回発明奨励を妨げない限度で登録料を現行額の三倍に、又罰則中の過料の額を五倍の五千円以下に引上げようとするのであつて妥当な改正であると認める。

二、事件の利害得失
本改正により、特許庁の收支のバランスが改善され、審査事務の円滑化に資する利益がある。

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 小野 義夫 廣瀬與兵衛
- 松本 昇 上原 正吉
- 山川 良一 重宗 雄三
- 古池 信三 境野 清雄
- 加藤 正人 栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は最近の経済事情に鑑み、特許庁の予算上における收支の均衡並びに他の法令における諸料金の引上率を比較考慮して、その登録料を現行額の三倍に、過料の額を五倍に引上げようとするもので妥当な改正と認める。

二、事件の利害得失
登録料及び過料の値上げによつて特許庁の予算上における均衡がとれ、審査事務を能率的に遂行し得る利益がある。

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 小野 義夫 廣瀬與兵衛
- 松本 昇 上原 正吉
- 山川 良一 重宗 雄三
- 古池 信三 境野 清雄
- 加藤 正人 栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、最近の経済事情を考慮し、且つ他の法令における諸料金の引上率との均衡上、登録料を現行額の二倍に、過料を現行額の五倍に引上げようとするもので、妥当な改正であると認めらる。

二、事件の利害得失
本件の施行によつて、特許庁の收支のバランスがとれ、審査事務の能率化を図り得るとともに発明

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十六年二月二十二日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

の指導獎勵に關する諸方策の遂行に益するところが大きい。

三、費用
本法の施行には別に費用は要しない。

審査報告書

商標法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 小野 義夫 廣瀬與兵衛
- 松本 昇 上原 正吉
- 山川 良一 重宗 雄三
- 古池 信三 埴野 清雄
- 加藤 正人 栗山 良夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、終戦後の経済事情の變化及び他の法令における諸料金の引上率を比較考慮して、特許庁の予算上における收支の均衡並びに物価の変動に伴う調整を図るため、登録料を現行額の約三倍に、また過料の額を五倍に引上げることを内容とするものであつて、妥當な改正であると認める。

二、事件の利害得失

本件の施行により、審査事務の促進並びに能率的遂行に資する利益がある。

三、費用

本法の施行には費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月二十二日

通商産業委員長 深川榮左エ門

参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 加藤 正人 埴野 清雄
- 古池 信三 重宗 雄三
- 上原 正吉 廣瀬與兵衛
- 西田 隆男 栗山 良夫
- 山内 卓郎

要領書

一、委員会の決定の理由

繊維製品検査所は、輸出繊維製品の臨検検査及び輸出絹、人絹織物の依頼検査を行う國の検査機関で、現在京都外七ヶ所に本所、その他の主要生産地十九ヶ所に支所

及び出張所が設置されているが、検査業務の円滑且つ迅速確実な施行を図るために、今回、神戸繊維製品検査所の福岡支所、福山、岡山出張所、京都繊維製品検査所の山科出張所及び金沢繊維製品検査所の小松出張所の五ヶ所を増設しようとするものであつて、これら生産地の検査量の増加に對して、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

繊維製品検査所の支所及び出張所を設置することにより、当該生産地には検査所職員が常駐となるため、従来の出張検査による不便を避け、検査業務の能率的運営を圖り得る利益がある。

三、費用

本件の施行には特段の費用は要しない。

電力問題に關する特別委員会請願

願審査報告書第一号

第三五四号 電力割当に關する請願

第四〇七号 住友共同電力株式会社に大橋外三水力発電所讓渡の請願

第五号 電気事業の再編成に關する請願

第五一四号 岡山県成羽川流域に水力発電所設置の請願

第五五五号 九州地方薩島の電力割当問題に關する請願

第五七九号 球磨川上流ダム建設に關する請願(二通)

第六一〇号 日本発送電株式会社にの出資設備増強に關する請願

第六三二号 病院、療養所の電力割当増加に關する請願

第六三八号 千葉県松戸療養所の電力割当増加に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年二月二十二日

電力問題に關する特別委員会請願特別報告第一号

第三五四号 飯早県多治見市議會議長 長谷川亮三提出

住友共同電力株式会社に大橋外三水力発電所讓渡の請願

第四〇七号 愛媛県新居浜市金子乙一、八四〇住友共同電力株式会社に労働組合内 市原松雄提出

電気事業の再編成に關する請願

第四二三号 福岡県庁内福岡県町村議會議長会内 末次茂外 六名

第六〇四号 福岡市薬院堀端福岡県町村議會議長会内 末次茂外 六名

第六〇五号 福井県武生市議會議長 小野谷喜太郎外七名提出

岡山県成羽川流域に水力発電所設置の請願

第五一四号 岡山県川上郡成羽町大字地頭 那須剛介外一名九州地方薩島の電力割当問題に關する請願

第五五五号 熊本縣議會議長 大久保勢輔提出

球磨川上流ダム建設に關する請願(二通)

第五七九号 熊本縣球磨郡鬼田町球磨郡町村会内 井田末喜 外二名提出

日本発送電株式会社にの出資設備増強に關する請願

第六一〇号 愛媛県新居浜市金子乙一、八五〇住友共同電力株式会社に労働組合内 吉田健三郎提出

二五一

第六三八号 千葉原松戸市高塚

新田二八田立松戸養務所

内 上野養雄外三百名提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年二月二十二日

電力問題に關する特別委員長 西田 隆男

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電力割割當に關する請願(第三五四号)

請願者 岐阜県多治見市議會議

長 長谷川亮三

右の請願は

電力量の新規割當は通商産業局にて行われているが、その地区において、使用している全体量のわく内で操作できるものについては、地区配電会社において適当に操作し、その地区において産業の自主的な興隆発展を図れるような、方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住友共同電力株式会社に大橋外三水力発電所譲渡の請願(第四〇七号)

請願者 愛媛県新居浜市金子乙

一、八四〇住友共同電力株式会社労働組合内 市原松雄

右の請願は

今回電力再編成は、発送配電一貫経営の独立企業体をつくるのが根本精神であるのに、住友共同電力は、戦時中強制的に大橋、佐賀、津賀、伊勢川の四水力発電所を出資または譲渡せられたままになつているので、企業体形の回復ができず、住友共同電力から供給を受ける新居浜所在の諸工場の生産計画におよぼす影響は甚大であるから住友共同電力も発送配電の一貫経営の責任を確立できるより、大橋外三水力発電所を住友共同電力に譲渡せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業の再編成に關する請願(第四三三号)

請願者 福岡県内福岡県町村

議會議長会内 末次茂外六名

右の請願は

九州地方は、電力事情極めて悪く、水力による低廉豊富な本州電力との適切な調整を図らなければ、全国産業上大きな比重を占めてい九州の石炭、鉄鉄、鋼材、硫安等の重要産業に重大な影響を興えるから、これら産業の振興を図り、一般住民の過重負担を軽減するため、電気料金の地域差を現在の程度に止めるとともに九州地区の電源開発事業を強力に推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業の再編成に關する請願(第六〇四号)

請願者 福岡市薬院堀端福岡県

町村議會議長会内 末次茂外六名

右の請願は

昨年十一月二十四日ポツダム政令により電気事業再編成令が制定せられ、これが実施を見るに至つたのであるが、電力事情の極めて悪い九州地方では水力による低廉、豊富な本州

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業の再編成に關する請願(第六〇五号)

請願者 福岡県武生市議會議

長 小野谷喜太郎外七名

右の請願は

地方産業の盛衰にかかわる電気事業の再編成に關しては、北陸地方の全住民は特に重大な関心を持ち、その適正な遂行を希念してしたのであるが、昨年十一月二十四日突如ポツダム政令が発せられて再編を断行せられその結果当地方に重大な影響を及

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

ぼしているから、(一)所属電源の変更、(二)電気料金の地域差徹底、(三)特殊電力の割當、(四)新電源の開発、(五)公益事業委員会北陸支局の設置、(六)福岡県若狭三郡を北陸新会社の供給区域に変更等の措置を講じ、北陸地方がこうむる不合理を是正せられたいとの趣旨であつてその中地域差の徹底に關しては現状よりみて実施困難と認められるが、その他の点については参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県成羽川流域に水力発電所設置の請願(第五一四号)

請願者 岡山県川上郡成羽町大字地頭 那須剛介外一名

右の請願は

成羽川は、中国山脈に源を發し、幾多の支流を合せ、あるいは帝釈ダムを受けて岡山県川上郡を貫流して成羽川発電所に利用されているが、同流域には、無盡蔵の銅鐵および鉄、石炭、石灰岩等をはじめ、大理石、花こう岩ならびに各種農林産資源の豊庫といわれているから、これらの資源を開発して産業経済の振興を図

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業の再編成に關する請願(第六〇五号)

請願者 福岡県武生市議會議

長 小野谷喜太郎外七名

右の請願は

地方産業の盛衰にかかわる電気事業の再編成に關しては、北陸地方の全住民は特に重大な関心を持ち、その適正な遂行を希念してしたのであるが、昨年十一月二十四日突如ポツダム政令が発せられて再編を断行せられその結果当地方に重大な影響を及

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気事業の再編成に關する請願(第六〇五号)

請願者 福岡県武生市議會議

長 小野谷喜太郎外七名

右の請願は

地方産業の盛衰にかかわる電気事業の再編成に關しては、北陸地方の全住民は特に重大な関心を持ち、その適正な遂行を希念してしたのであるが、昨年十一月二十四日突如ポツダム政令が発せられて再編を断行せられその結果当地方に重大な影響を及

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

るため、既設成羽川発電所の放水を
利用する発電所を岡山県成羽川左岸
成羽町に設置せられたいとの趣旨で
あつて参議院は、願意の大体は妥當
なものなりと思ふ。よつて内閣は銳
意これが実現に努力せられたい。こ
こに国会法第八十一條により別冊を
送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
九州地方離島の電力料金値上問題
に関する請願(第五五五号)

九州地方離島の電力料金値上問題
に関する請願(第五五五号)
参議院議長 熊本県議會議長 大久
保勢輔

右の請願は
九州配電株式会社においては、九州
各県離島の内、單獨に発電装置を設
備して配電している地区の電気料金
を、大中に値上げしようとする準備を進
めている由であるが、これら離島の
点燈時間は、平均僅かに五時間とい
ふ低い現状であるから、その特殊事
情と電気事業の公共性にかんがみ、
新料金の設定については、需要者な
らびに住民の世論機關と協議の上、
納得の行く方法で民主的に決定せら
れたいとの趣旨であつて参議院は、
願意の大体は妥當なものなりと思
ふ。よつて内閣は銳意これが実現に
努力せられたい。ここに国会法第八
十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

球磨川上流ダム建設に関する請願
(二通)(第五七九号)

球磨川上流ダム建設に関する請願
(二通)(第五七九号)
参議院議長 熊本県球磨郡免田町球
磨郡町村会内 井田末喜外二
名

右の請願は

球磨地方は、その面積の八割を山林
によつて占められているが、戦時中
および戦後の濫伐のため、大雨毎に
球磨川がはんらんしはく大な被害を
こうむつてゐる。しかるに球磨川は
水量豊富な急流であるから、その
水力を電源開発に用うれば、同地方
の電力確保に極めて有効であるばか
りでなく、同川沿岸の災害防止にも
役立つから、球磨川上流に電源開発
および水害防止のためのダムを建設
せられたいとの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思ふ。よつて内閣は銳意これが実現
に努力せられたい。ここに国会法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本発送電株式会社への出資設備
帰属に関する請願(第六一〇号)

請願者 愛媛県新居浜市金子乙
一、八五〇住友共同電力株式
会社事務取締役 吉田徳三郎

右の請願は

住友共同電力株式会社は、新居浜地
域における大規模工業の所要電力供
給を目的として設立されたものであ
るが、日本発送電株式会社設立の
際、発電設備の大部分を強制出資さ
せられ、その後の配電会社統合に際
しては、四国地方の電力事情の特殊
性より、統合されることなく経営を
維持して現在に至つてゐるから、今
後の電気事業再編成に伴う日本発送
電株式会社解散に際しては、同社の
特殊性を考慮して、さきに出資した
発電設備および同附帯設備を住友共
同電力株式会社に帰属せられるよう
取り計られたいとの趣旨であつて参
議院は、願意の大体は妥當なものな
りと思ふ。よつて内閣は銳意これが
実現に努力せられたい。ここに国会
法第八十一條により別冊を送付す
る。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県松戸療養所の電力割当増加
に関する請願(第五三八号)

千葉県松戸療養所の電力割当増加
に関する請願(第五三八号)
参議院議長 千葉県松戸市高塚新出
野義雄外三百九十名

右の請願は

電力割当制が実施されて以来松戸療
養所においては、割当電力が少いた
め、療養所運営に支障をきたしてい
るから、割当量を二万四千キロワッ
トに増加せられたいとの趣旨であつ
て参議院は、願意の大体は妥當なも
のなりと思ふ。よつて内閣は銳意こ
れが実現に努力せられたい。ここに
国会法第八十一條により別冊を送付
する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武
内閣総理大臣吉田茂殿

電力問題に関する特別委員会陳
情審査報告書第一号

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

第九八号 電気事業の再編成に
関する陳情

第九八号 電気事業の再編成に
関する陳情
参議院議長 佐藤 尙武
電力問題に関する特別委員会陳
情特別報告第一号
第九八号 富山県知事 高辻武
邦外十二名提出

昭和二十六年二月二十二日

参議院議長 佐藤 尙武
電力問題に関する特別委員会陳
情特別報告第一号

右一件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年二月二十二日

参議院議長 佐藤 尙武
電力問題に関する特別委員会陳
情特別報告第一号

意見書案
電気事業の再編成に関する陳情
(第九八号)

陳情者 富山県知事 高辻武邦
外十二名

